

税務相談室

法人が支払う保険料の税務

北海道医師会顧問税理士 留目 正

問：医療法人が、法人を契約者および保険金受取人とし、役員および使用人を被保険者として、『定期保険』、『養老保険』、『定期付養老保険』に加入した場合、その支払う保険料について、それぞれについてご説明下さい。

お答え：保険の税務はご承知のとおり、大変むずかしく難解です。しかし、ご質問がはっきりしていますので『法人税法基本通達』により、法人が生命保険料を支払った場合についてその取扱いをご説明いたします。

I 定期保険に加入の場合（法基通9-3-5）

定期保険はいわゆる“掛け捨て”の保険のことで、たとえば10年とか15年というように保険期間を定め、その期間に被保険者が死亡するか、保険約款で指定する高度障害状態になったときに、保険金が受取人に支払われます。掛け捨てといわれるのは、死亡および高度障害状態が発生せずに満期になったときには払い込んだ保険料が一切返還されないからです。また、途中で解約したときにも、解約返戻金は少額です。

支払保険料の取り扱い

- ① 死亡保険金の受取人が法人の場合：支払った保険料は期間の経過に応じて法人の損金に算入できます。
- ② 受取人が被保険者の遺族の場合：その支払った保険料の額は、原則として、法人の損金に算

入することができます。

II 養老保険に加入の場合（法基通9-3-4）

法人が、役員および使用人の退職に備えて養老保険に加入することは広く行われております。最近の養老保険の加入傾向は、主契約だけ加入する契約は極めて少なく、入院特約等の特約保険料を支払っている場合が多いようです。

支払保険料の取り扱い

法人が、普通養老保険料と特約保険料を支払っている場合は、養老保険の掛金は全額“資産”に計上し、特約保険料は損金に算入します。

満期保険金が支払われる養老保険は、貯蓄性が高いため、法人が保険料を負担し、死亡・満期保険金受取人も法人になる契約形態で加入した場合、その保険料は、法人の所得計算上は損金に算入することはできず、死亡、満期、解約等によって保険契約が終了するまで“資産”として計上することになります。

III 定期付養老保険の場合（法基通9-3-6）

定期付養老保険は、主契約の養老保険に定期保険をセットにした保険契約のことで、資産計上分と掛け捨て分から成り立っている保険です。

支払保険料の取り扱い

- ① 保険受取人が法人の場合：養老保険のような満期保険金および解約返戻金のある保険契約の場合、その部分の支払保険料は資産に計上、定期保険の分と入院特約分の保険料は損金算入です。
- ② 保険金受取人が役員または使用人の場合：満期保険金および死亡保険金の受取人を役員または使用人およびその家族としている場合は、あたかも法人が役員および使用人のための生命保険契約を締結している場合と変化がないため、それぞれへの給与とされます。
- ③ 死亡保険金と満期保険金の受取人が異なる場合：被保険者が死亡した場合は、被保険者の遺族がその受取人となり、保険期間満了の場合は、法人が受取人となる場合は、生存保険に見合う部分の $\frac{1}{2}$ に相当する金額を資産に計上し、残りの部分を損金に計上することができます。ただし、役員または特定の使用人だけを対象とした場合は、損金に算入した金額を給与とされます。